

(参考1)

## 「監視」と「影響調査」の比較

|        | 監 視   | 影 響 調 査   |
|--------|---|---|
| 法的根拠   | <p>男女共同参画社会基本法第22条第4項</p> <p>「政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、～必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係大臣に対し意見を述べること」</p>   | <p>男女共同参画社会基本法第22条第4項</p> <p>「政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係大臣に対し意見を述べること」</p>                                       |
| 対象範囲   | <p>政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策が対象</p> <p>男女共同参画社会の形成の促進を本来目的とする施策（審議会の女性委員登用等）</p> <p>男女共同参画社会の形成の促進以外の本来目的があるが、目的のひとつとして男女共同参画の視点が明確に認識されている施策（労働時間の短縮、高齢者対策等）</p> <p>上記以外の施策で影響調査等により、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められ、男女共同参画社会の形成への配慮が求められるに至ったものについては、その施策の策定及び実施に当たり、男女共同参画社会の形成の促進に配慮すること（例えば、施策の運営方法において男女共同参画の視点を入れること等）</p> | <p>概念的にはあらゆる施策が対象</p> <p>影響調査の導入の背景として、男女共同参画社会の形成の促進に直接関連する施策ではないが、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすことがあり得るという点を考慮すれば、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策以外の施策に重点。</p> |
| 実施する過程 | <p>施策の「実施」、「結果」、「成果」、「施策の改善（フィードバック）」<br/>→「企画・立案」</p>  | <p>施策の「企画・立案」、「実施」、「成果」、「副次効果・波及効果」</p>   |

(参考2) 男女共同参画関連施策等の区分と「監視」、「影響調査」の関係

|   |  |  |
|---|--|--|
| <p>男女共同参画社会の形成の促進に関する施策</p> <p>(参考1の①～③)</p> <p>「監視」の対象<br/>「影響調査」の対象にもなり得る。</p>  |  |  |
| <p>男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策</p> <p>(影響調査等により、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められ、男女共同参画社会の形成への配慮が求められるに至ったもの)</p> <p>これらの施策の策定及び実施の際の男女共同参画社会の形成への配慮の状況は、「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策」として「監視」の対象となる。</p> |  |  |
| <p>施策目的の点でも、間接的な影響の点でも男女共同参画社会の形成との関連が認められない施策</p> <p>「監視」の対象とはならない<br/>男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策との峻別<br/>は影響調査等により判明</p>  |  |  |

(参考3)

「監視」と「政策評価」の比較

|          | 監視   | 政策評価   |
|----------|--|--|
| 実施主体     | 男女共同参画会議   | 各府省<br>総務省行政評価局（各府省とは異なる評価専担組織の立場からの評価）  |
| 実施する過程   | 事後評価を中心としつつも、施策の改善（フィードバック）の反映や所与の施策の具体化のための手段の妥当性をみるため事前評価（新規施策の企画・立案等）も視野。 | 事前評価、途中評価、事後評価のいずれの段階もあろう。   |
| 監視・評価の視点 | 男女共同参画社会の形成の視点<br>（政策・施策・事業を実施運営する仕組み・システムも含め考慮）                             | 政策の本来目的に即して評価。<br>（政策・施策・事業を実施運営する仕組み・システムも含め考慮）<br><br>別の角度の視点を加味することは可。（必要に応じ、波及効果等について）<br><br>男女共同参画社会の形成を本来目的とする政策については監視の視点とほぼ同義 |

## (参考4) 「政策評価」の位置付け

### 1. 中央省庁等改革基本法上の位置付け

第4条 政府は、次に掲げる方針に基づき、中央省庁等改革を行うものとする。

六 国民的視点に立ち、かつ、内外の社会経済情勢の変化を踏まえた客観的な政策評価機能を強化するとともに、評価の結果が政策に適切に反映されるようにすること。

第29条 政府は、第4条第6号の基本方針に従い、次に掲げるところにより、政策評価機能の充実強化を図るための措置を講ずるものとする。(以下略)

### 2. 「政策評価に関する標準的ガイドライン」(平成13年1月15日政策評価各府省連絡会議了承)において、評価の段取り等を提示

#### ①概念

国の行政機関が主体となり、政策の効果等に関し、測定又は分析をし、一定の尺度に照らして客観的な判断を行うことにより、政策の企画立案やそれに基づく実施を的確に行うことに資する情報を提供すること

#### ②実施主体

各府省は、政策を企画立案し施行する立場から、自ら評価を実施。

総務省は、各府省とは異なる評価専担組織の立場から各府省の施策について、統一的若しくは総合的な評価、又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を実施。

#### ③対象範囲

対象を、「政策(狭義)」、「施策」及び「事務事業」に分類

(注)「政策(狭義)」: 特定の行政課題に対応するための「基本的な方針」の実現を目的とする行政活動の大きなまとまり

「施策」: 上記の「基本的な方針」に基づく具体的な方針の実現を目的とする行政活動のまとまりであり、政策(狭義)を実現するための「具体的な方策や対策」ととられるもの

「事務事業」: 上記の「具体的な方策や対策」を具体化するための個々の行政手段としての事務及び事業であり、行政活動の基礎的な単位となるもの

#### ④評価の時点

基本的に事前及び事後の評価。政策の性質により途中（中間）の評価。

#### ⑤評価の観点

- ・「必要性」：目的の妥当性や行政が担う必然性があるかなど
- ・「効率性」：投入された資源量に見合った結果が得られるかなど
- ・「有効性」：期待される効果が得られるかなど
- ・「公平性」：政策の効果の受益や費用の負担が公平に配分されるかなど
- ・「優先性」：上記観点からの評価を踏まえ、他の政策よりも優先的に実施すべきかなど

#### ⑥評価方式

「事業評価」、「実績評価」及び「総合評価」の3方式を提示。

### 3. 「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）の 制定（一部を除き、平成14年4月1日から施行）

#### ①法律の目的

行政機関が行う政策評価に関する基本的事項等を定めることにより、

- ・効果的、効率的な行政の推進
- ・政府の諸活動について国民に説明する責務を全う

#### ②実施主体

原則として各府省（以下「行政機関」という。）

#### ③政策評価の在り方

行政機関は、その所掌に係る施策について、適時に、政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から自ら評価するとともに、その結果を当該政策に適切に反映。

政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保を図るため、以下の2点を位置付け。

- ・政策評価の把握は、当該政策の特性に応じた合理的な手法を用い、出来るだけ定量的に行うこと。
- ・政策の特性に応じて学識経験を有する者の知見の活用を図ること。

(注)「政策」：行政機関が、その任務又は所掌事務の範囲内において、一定の行政目的を実現するために企画及び立案をする行政上の一連の行為についての方針、方策その他これに類するもの

④政策評価に関する基本方針、基本計画の策定・公表

- ・ 政府が定める基本方針
- ・ 行政機関の長が3年以上5年以下の期間ごとに定める基本計画（各行政機関の政策評価に関する基本的事項）

⑤事後評価の実施計画の策定・公表、及び事後評価の実施

- ・ 行政機関の長が、毎年（度）当該年（度）において行おうとする事後評価の実施に関する計画と、これに基づく実施。
- ・ 対象は、「主要な行政目的に係る施策」、「一定期間内に政策が未着手・未了のもの」、「一定期間経過後に政策がその実現を目指した効果が発揮されていないもの」など

⑥事前評価の実施

国民生活、社会経済に相当程度の影響を及ぼす政策又は多額の資金を要する政策であり、かつ、事前評価の手法が開発されている、個々の研究開発、公共事業、政府開発援助等の政策決定をするときは事前評価を実施。

⑦評価書の作成・公表、政策への反映状況の公表等

⑧総務省が行う政策の評価

政策評価の統一性、総合性及び一層厳格な客観性を確保する観点から総務省が行う評価について、総務大臣の資料提出要求、調査、評価の結果の公表、必要な場合における勧告、評価及び監視との連携確保等とあわせて、本法律に位置付け。

⑨政策評価の実施状況の国会への報告

## 施策の類型と影響調査、監視、政策評価の関係

| 施策の過程                   |   | 企画・立案  | 実施   | 結果、成果<br>(output, outcome)   | 副次効果・波及効果 (impact)  | 施策の改善 (フィードバック)   |
|-------------------------|---|--|--|--|---|---|
| 施策の類型                   |   |  |  |  |   |   |
| 狭義の施策<br>(基本計画に記載される施策) | 類型：男女共同参画社会の形成の促進を本来の目的とする(女性を対象とした施策、男女格差是正のための施策など)           | <b>影響調査</b><br><br><b>政策評価</b> ：「事前の評価」(政策の採択や実施の可否の検討等) | <b>影響調査</b><br><br><b>監視</b> ：施策が効果的に実行されているか<br>   ほぼ同様<br><b>政策評価</b> ：「途中の評価」(政策の進捗状況や達成状況を把握)                | <b>監視</b><br>   ほぼ同様<br><b>政策評価</b> ：「事後の評価」(政策の効果についての評価)                 | <b>影響調査</b> ：男女共同参画社会の形成の観点から、施策がどのような影響を及ぼしているか(実際のニーズのみならず、戦略的ニーズを満たしているか、など) | <b>監視</b> ：企画・立案から副次効果・波及効果にいたるまでの影響調査、監視、政策評価の結果を施策の改善につなげているか |
|                         | 類型：男女共同参画社会の形成の促進とは別の本来目的があるが、男女共同参画との関わりが大きいもの(労働時間短縮、高齢者対策など) | <b>影響調査</b><br><br><b>政策評価</b> ：「事前の評価」(政策の採択や実施の可否の検討等) | <b>影響調査</b><br><br><b>監視</b> ：施策が効果的に実行されているか(男女共同参画の視点から検証)<br><b>政策評価</b> ：「途中の評価」(政策の進捗状況や達成状況を施策の本来目的に即して把握) | <b>監視</b> ：(男女共同参画の視点から検証)<br><b>政策評価</b> ：「事後の評価」(政策の効果について施策の本来目的に即して評価) | <b>影響調査</b> ：男女共同参画社会の形成の観点から、施策がどのような影響を及ぼしているか(実際のニーズのみならず、戦略的ニーズを満たしているか、など) | <b>監視</b> ：企画・立案から副次効果・波及効果にいたるまでの影響調査、監視、政策評価の結果を施策の改善につなげているか |
| 広義の施策                   | 類型：男女共同参画社会の形成の促進とは別の本来目的があり、男女共同参画との関連も明示的ではない                 | <b>影響調査</b><br><br>(政策評価：施策の本来目的に即して「事前の評価」を実施)          | <b>影響調査</b><br><br>(政策評価：施策の本来目的に即して「途中の評価」を実施)  | (政策評価：施策の本来目的に即して「事後の評価」を実施)   | <b>影響調査</b> ：男女共同参画社会の形成の観点から、施策がどのような影響を及ぼしているか(実際のニーズのみならず、戦略的ニーズを満たしているか、など) | <b>監視</b> ：企画・立案から副次効果・波及効果にいたるまでの影響調査、監視、政策評価の結果を施策の改善につなげているか |

：  の部分は、影響調査が関わる施策の過程

(参考6)「政策評価」の政策区分と男女共同参画基本計画に盛り込まれた施策等との関係

| 区 分    | 内 容  | 男女共同参画基本計画   |
|--------|--|--|
| 政策(狭義) | 特定の行政課題に対応するための基本的な方針の実現を目的とする行政活動の大きなまとめり | 計画第2部の11の重点目標(政策・方針決定過程への女性の参画の拡大、男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援等)      |
|        | 特定の行政課題                                    | 男女の人権が尊重され、社会経済の変化に対応できる豊かで活力ある社会の実現(基本法第1条)                   |
|        | 基本的な方針                                     | 男女共同参画社会の形成(基本法第1条)  |
| 施策     | 上記の基本的方針の実現を目的とする行政活動のまとめり                 | 計画第2部の重点目標の「施策の基本方向」欄の「(1)」「(2)」単位の記述から「具体的施策」欄における「・」の単位の記述まで |
| 事務事業   | 施策を具現化するための個々の行政の手段として、行政活動の基礎的な単位となるもの。   | 第2部の各重点目標の「具体的施策」欄における「・」の単位の記述の細目                             |

(注) 左欄「施策」については、「政策プログラム」(プログラム=標準作業手続、マニュアル、指図書)ではないかという議論もある。